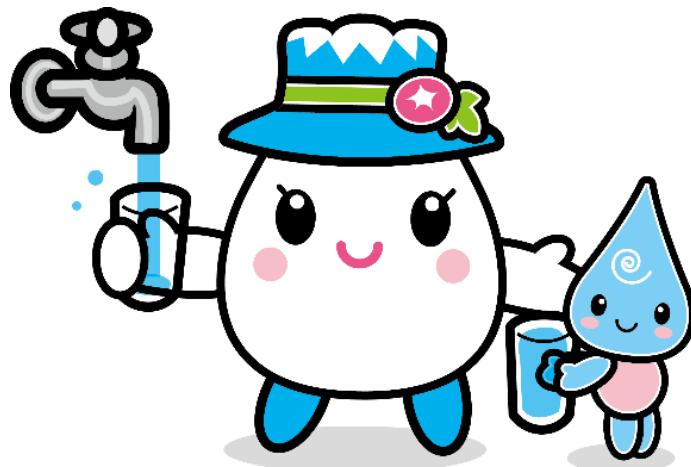




第2回 検討委員会

上下水道料金の検討について（1）



令和7年10月30日（木）
日時 午前10時00分～
場所 本庁舎7階 議会第3会議室

第2回 検討委員会



「上下水道料金の検討について（1）」

- 1 前回（第1回検討委員会）の説明内容
- 2 料金体系について
- 3 基本料金、従量（超過）料金、口径別料金（国の考え方）
- 4 本市の上下水道の使用水量、料金収入の状況
- 5 料金体系の検討について
- 6 大口利用者への対応、市民への周知方法について
- 7 今後の予定

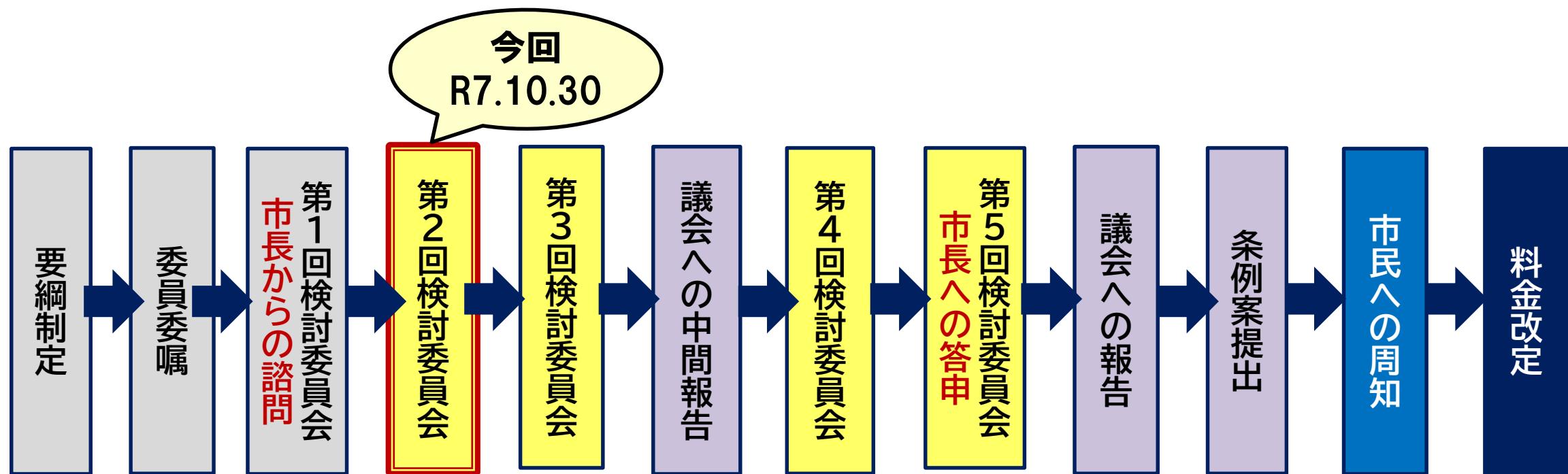
令和7年10月30日

1 前回（第1回検討委員会）の説明内容について



① 料金改定のスケジュール

水道料金、下水道使用料の改定について、白山市上下水道料金検討委員会を設置し、市長より諮詢・審議の後、答申を受け、料金改定を行います。



1 前回（第1回検討委員会）の説明内容について



② 「公営企業経営戦略」での答申 (R7.2.18)

第1回検討委員会資料
(再掲)

市民サービスに必要なサービスの安定提供

- 施設改築・更新費用の低減及び、平準化
- 農業集落排水施設の集約化
- 維持管理における効率化及び、民間活力の活用

経営基盤の強化、財政マネジメントの向上

- 維持管理の持続的な効率化
- 経費回収率を100%以上

厳しい経営状況（少子高齢化による使用料減少・施設更新需要の増大）を踏まえた独立採算制の維持、経営基盤の強化、財政マネジメントの向上

早期の料金改定が必要

であるが

- 更なる経費節減
- 事業財政状況の見える化
- 住民の理解を得るような丁寧な説明

公営企業経営戦略改定以降も、5年に1回の頻度で、使用料改定も含めた見直しの実施

1 前回（第1回検討委員会）の説明内容について



③水道事業ビジョン及び公営企業経営戦略(下水道) で出された料金に関する提言

第1回検討委員会資料（再掲）

水道事業ビジョン	公営企業経営戦略（下水道）
水道事業ビジョンの中間見直しにおいて示された収支シミュレーションにおいて、令和11年度に、単年度欠損が発生する見通しとなっていることから、その前年度までに料金改定する必要がある。	少子高齢化による使用料の減少や、施設の老朽化による更新需要の増大など、厳しい経営状況を踏まえ、公営企業会計における独立採算という原則を維持していくためにも、早期の料金の改定が必要と考える。
令和10年度 水道料金 9.1%値上げ（案）	令和9年度 基本使用料20%値上げ（案）
	令和12年度 従量使用料を20%値上げ（案）

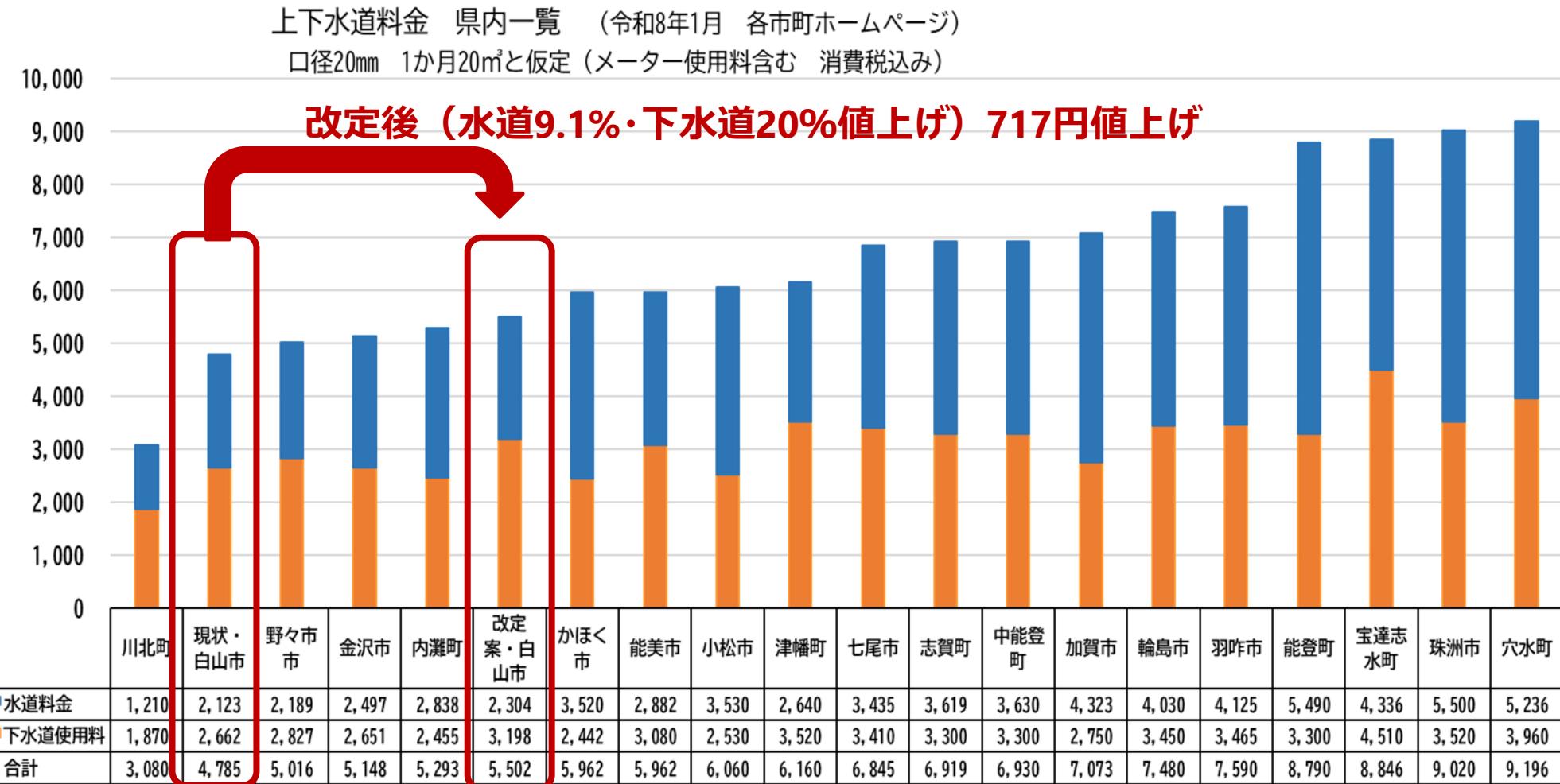
・水道料金および下水道使用料同時の改定は、市民の皆様の負担感も強くなることが予想されるため、改定はそれぞれ異なる時期に実施することが望ましいと考えています。

1 前回（第1回検討委員会）の説明内容について



④ 「公営企業経営戦略」での答申 (R7.2.18)

第1回検討委員会資料（再掲）

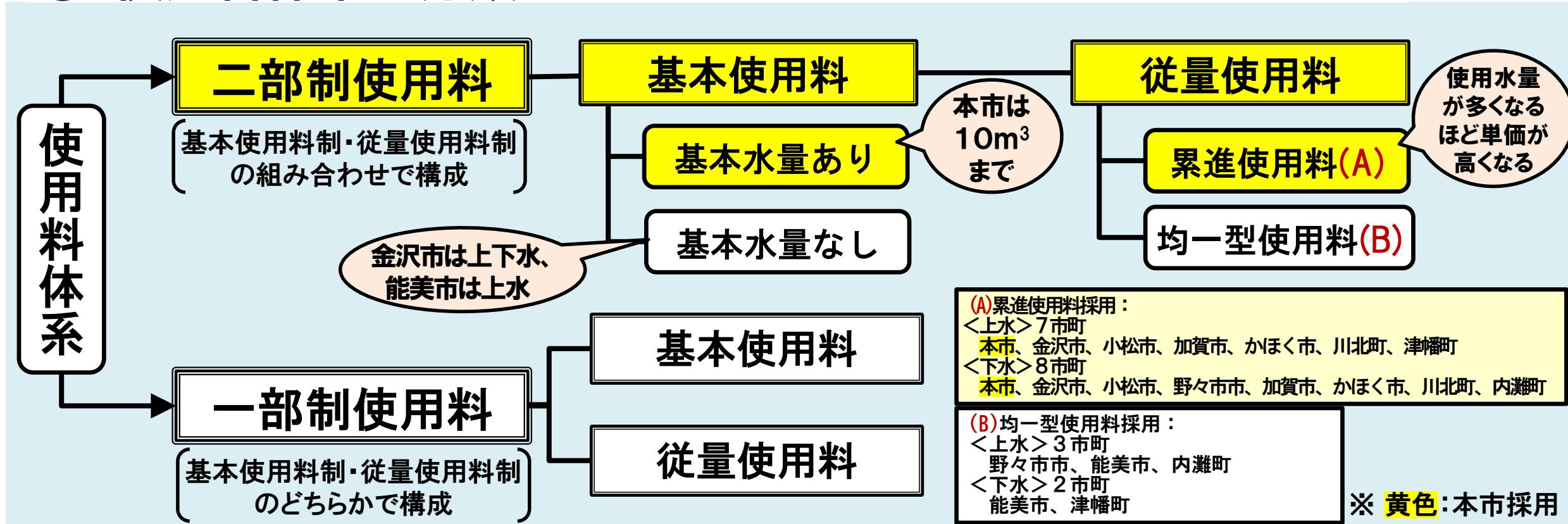


・県内19市町の中で2番目に安い 料金改定案は県内で5番目になる見込み

2 料金体系



① 使用料体系の分類



- 本市は、二部制使用料を採用しています。
- 基本使用料は、使用水量10m³まで定額としており、1ヶ月あたり税抜で、上水道は819円、下水道は1,190円です。
- 従量使用料は、10m³を超えるとかかり、使用水量が多くなるほど、水量あたりの単価が高くなっています。
- また、上水道はメータ一口径により、別途使用料金が必要となります。

出典「下水道使用料算定の基本的考え方2016年度版」日本下水道協会（加筆）

2 料金体系



② 本市の料金体系 (HPより)

上水道

(特定事業所、浴場、飲食、臨時用は別にあり)

（1）給水使用料金

一般家庭用及び営業用（1ヵ月につき）（消費税抜き）

一般家庭用及び営業用

種別	水量	料金（円）
基本料金	10m ³ まで	819
超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え30m ³ まで	95
	30m ³ を超え50m ³ まで	114
	50m ³ を超え100m ³ まで	133
	100m ³ を超える分	152

（2）メーター使用料金

市内全域（1ヵ月につき）（消費税抜き）

口径の種類	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm
使用料（円）	66	161	180	295	352	904	3,142	3,809

下水道

市内全域

下水道使用料（1ヵ月につき）（消費税抜き）

一般汚水

種別	水量	料金（円）
基本料金	10m ³ まで	1,190
超過料金 (1m ³ につき)	10m ³ を超え30m ³ まで	123
	30m ³ を超え50m ³ まで	142
	50m ³ を超え100m ³ まで	152
	100m ³ を超える分	161

公衆浴場汚水：1m³につき 28円

2 料金体系



③ 他市町の料金体系（上水道：メーター口径20mm）

団体名称	基本料金 + 20mmメーター 使用料 (円:税抜)	20mmメーターの場合 (円:税抜)												基本料金 20mmメーターの場合 (円:税抜)	20mmメーター 使用料 (円:税抜)	従量 区分 数
		0<Q ≤8m ³	8<Q ≤10m ³	10<Q ≤20m ³	20<Q ≤30m ³	30<Q ≤40m ³	40<Q ≤50m ³	50<Q ≤60m ³	60<Q ≤100m ³	100<Q ≤200m ³	200<Q ≤1000m ³	1000<Q ≤5000m ³	5000m ³ <			
白山市	980	—	—	95.0	95.0	114.0	114.0	133.0	133.0	152.0	152.0	152.0	152.0	10m ³ まで819	161	4
金沢市	1,000	22.0	—	105.0	113.0	140.0	140.0	165.0	165.0	185.0	210.0	210.0	210.0	水量に関わらず 1,000	メーター区分 無し	7
小松市	1,930	22.0	—	128.0	128.0	136.0	136.0	136.0	136.0	140.0	140.0	138.0	128.0	10m ³ まで1,720	210	5
野々市市	750	—	—	124.0	124.0	124.0	124.0	124.0	124.0	124.0	124.0	124.0	124.0	10m ³ まで600	150	1
能美市	300	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	116.0	水量に関わらず 300	メーター口径で 基本料金変動	1
加賀市	2,300	—	—	163.0	163.0	163.0	163.0	182.0	182.0	182.0	182.0	186.0	186.0	10m ³ まで2,300	メーター口径で 基本料金変動	3
かほく市	1,520	—	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0	140.0	150.0	160.0	160.0	160.0	8m ³ まで1,520	メーター口径で 基本料金変動	3
川北町	500	—	—	60.0	60.0	65.5	65.5	71.8	71.8	77.3	77.3	77.3	77.3	10m ³ まで500	メーター区分 無し	4
津幡町	2,400	—	—	135.0	185.0	185.0	220.0	220.0	260.0	260.0	260.0	260.0	260.0	10m ³ まで2,200	200	4
内灘町	1,080	—	—	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	150.0	10m ³ まで1,080	メーター口径で 基本料金変動	1

※加賀地方7市町および能登南部の3市町を含めた10市町の対比表（能登中部以北は高額の傾向のため除外）

- 一般に口径20mmメーターの使用者が最も多いことから、20mmメーターでの対比表です。
- 野々市市、能美市、内灘町の3市町は、使用水量に関わらず均一型の料金設定です。
- 小松市は、1,000m³を超えると単価が下がっていきます。
- また、本市の最も使用水量が多い区分は20m³で、その区分における単価は、川北町に次いで2番目に安価です。

2 料金体系



④ 他市町の使用料体系（下水道）

団体名称	基本料金（円：税抜）				従量料金（円/m ³ ：税抜）										基本料金 まとめ (円：税抜)	従量 区分 数	団体名称		
	0m ³	0 < Q ≤ 5m ³	5 < Q ≤ 8m ³	8 < Q ≤ 10m ³	0 < Q ≤ 5m ³	5 < Q ≤ 8m ³	8 < Q ≤ 10m ³	10 < Q ≤ 30m ³	30 < Q ≤ 50m ³	50 < Q ≤ 100m ³	100 < Q ≤ 200m ³	200 < Q ≤ 300m ³	300 < Q ≤ 500m ³	500 < Q ≤ 1,000m ³	1,000m ³ <				
白山市	1,190				5番目に安価				123	142	152	161	161	161	161	10m ³ まで1,190	4	白山市	
金沢市	900	—	—	—	27	27	27	27	124	129	135	140	146	154	162	171	水量に関わらず 900	9	金沢市
小松市	1,150				—				115	175	180	185	190	190	195	200	10m ³ まで1,150	7	小松市
野々市市	1,230				—				134	149	163	176	176	176	176	176	10m ³ まで1,230	4	野々市市
能美市	700	—	—	—	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	140	5m ³ まで700	1	能美市	
加賀市	1,200				—				130	130	135	135	135	135	135	140	10m ³ まで1,200	3	加賀市
かほく市	840	—	—	—	115	115	115	115	115	125	135	135	135	135	135	135	8m ³ まで840	3	かほく市
川北町	1,000				—				70	80	90	100	100	100	100	100	10m ³ まで1,000	4	川北町
津幡町	1,600				—				160	160	160	160	160	160	160	160	10m ³ まで1,600	1	津幡町
内灘町	1,096				—				114	114	123	133	133	133	133	133	10m ³ まで1,096	3	内灘町

- 累進従量制は、白山市、金沢市、小松市、野々市市、加賀市、かほく市、川北町、内灘町の8市町です。
- 均一型従量制は、能美市と津幡町の2市町です。
- 基本料金は、基本水量10m³の団体において、本市は5番目に安価です。※中間に位置
- また、使用量が多い従量区分は10を超える30m³以下、本市は5番目に安価です。※中間に位置



①基本料金について

水道料金算定要領改定のポイント

- ・基本料金の軽減措置 → 廃止
- ・基本水量の経過的措置（料金激変緩和措置）→ 継続

出典「水道料金算定要領の改訂について」日本水道協会石川支部事務講習会（R7.7.29）

・基本水量について、水意識が反映されないこと、公衆衛生の向上を急務とする時代ではない等、設定の必要性は更に乏しくなっており、採用する事業者も減少傾向にあることを踏まえ、基本水量については引き続き経過措置として取り扱うものの、「経過的に存置することはやむを得ない」という記述を削除することとなった。

本市の方針

基本料金

〔前述の使用料収入と費用構造より、固定費を最適化 → 基本料金の見直し〕

基本水量

〔基本水量10m³を使わない使用者が増加 → 基本水量10m³の変更若しくは廃止を検討〕



② 従量（超過）料金、口径別料金について

水道料金算定要領改定のポイント

- ・従量料金の差別料金の特別措置 → 廃止

出典「水道料金算定要領の改訂について」日本水道協会石川支部事務講習会 (R7.7.29)

改定理由の補足

- ・大口使用者の給水量・排水量の影響を受けやすい（料金収入の不安定化）
- ・大口使用者の需要が減少傾向にある現状では、健全な経営を妨げる要因

本市の方針

従量料金

〔近年の給水量や排水量の変化への対応 → 水量区分の検討および水量単価の検討〕

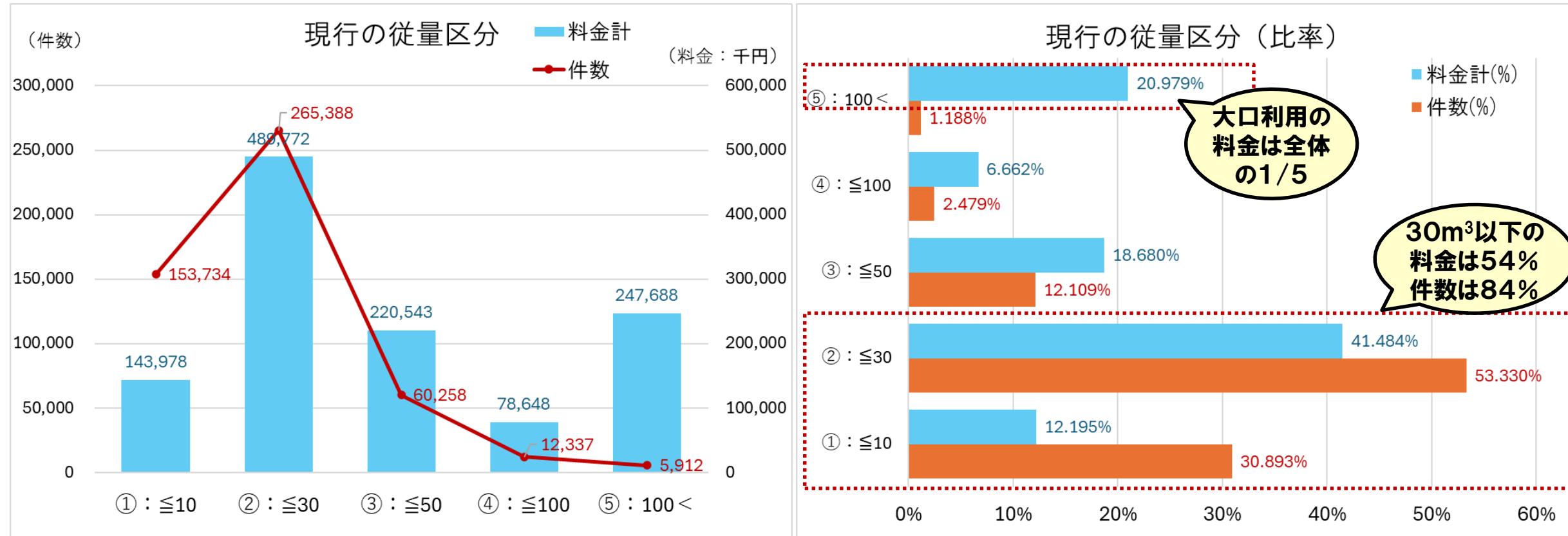
口径別料金 (上水道のみ)

〔近年の給水量の変化への対応 → 口径別単価の検討〕

4 本市上下水道の使用水量、料金収入状況



① 本市の上水道の使用水量・料金収入の実績（令和6年度）

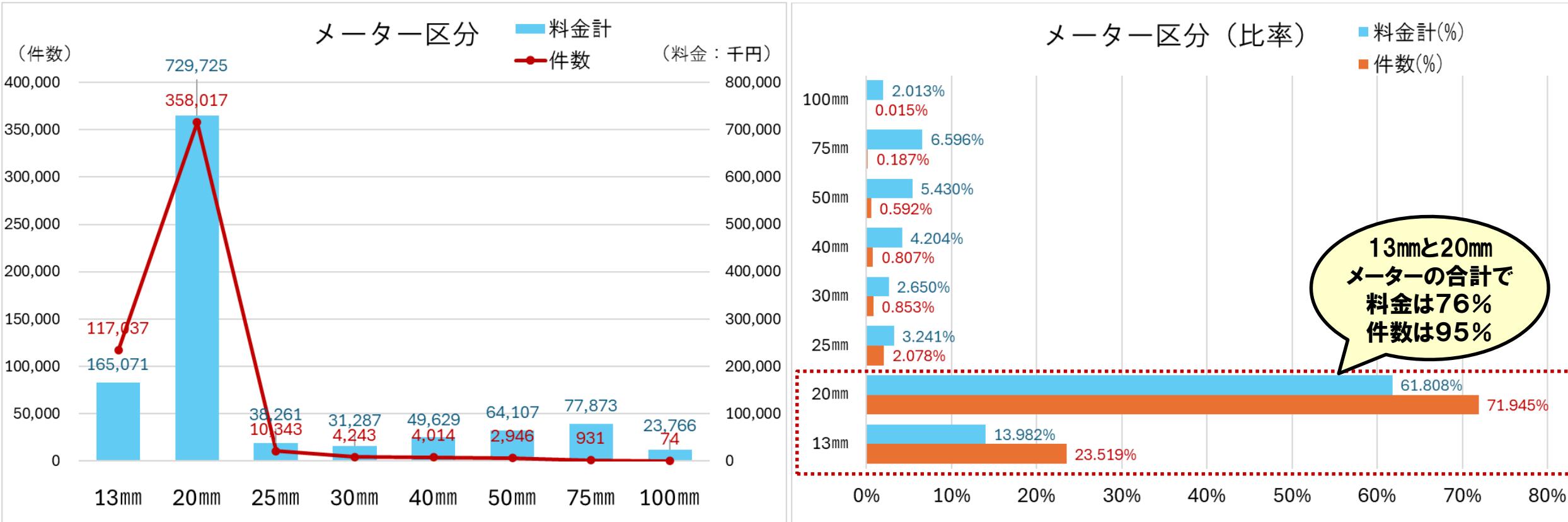


- 本市上水道の従量区分は、10m³を超え30m³以下が最も多く、料金で41%、件数で53%です。更に10m³以下も含めると、料金で54%、件数で84%と、多数を占めています。
- 一方、100m³を超える大口利用者は、件数では1%ですが、料金で21%と全体の1/5に達します。

4 本市上下水道の使用水量、料金収入状況



② 本市の上水道の使用水量・料金収入の実績：メーター口径別（令和6年度）

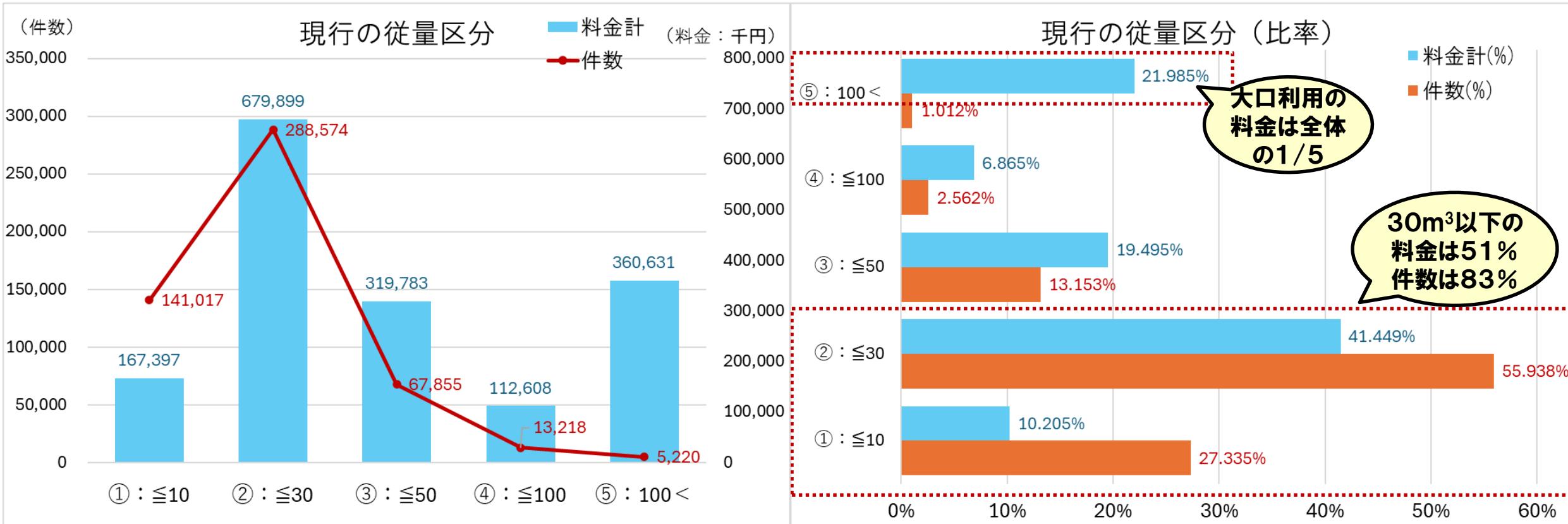


- 本市のメーター区分は、20mmが最も多く、料金で62%、件数で72%を占めています。
- 13mmと合わせると、料金で76%、件数で95%を占めています。



4 本市上下水道の使用水量、料金収入状況

③ 本市の下水道の使用水量・使用料収入の実績：現状区分（令和6年度）

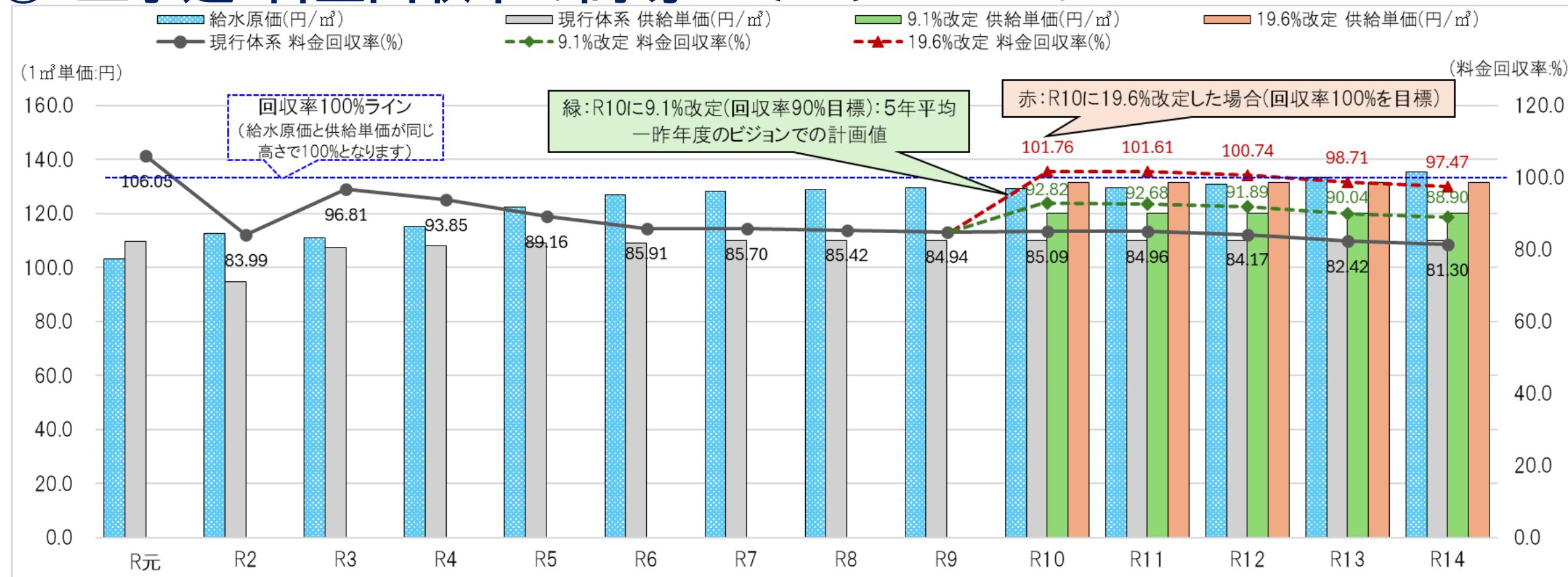


- 本市下水道の従量区分は、 10m^3 を超え 30m^3 以下が最も多く、料金が41%、件数が56%です。更に 10m^3 以下も含めると、料金で51%、件数で83%と、多数を占めています。
- 一方、 100m^3 を超える大口利用者は、件数では1%ですが、料金で22%と全体の1/5に達します。

5 料金体系の検討について



① 上水道 料金回収率の簡易シミュレーション

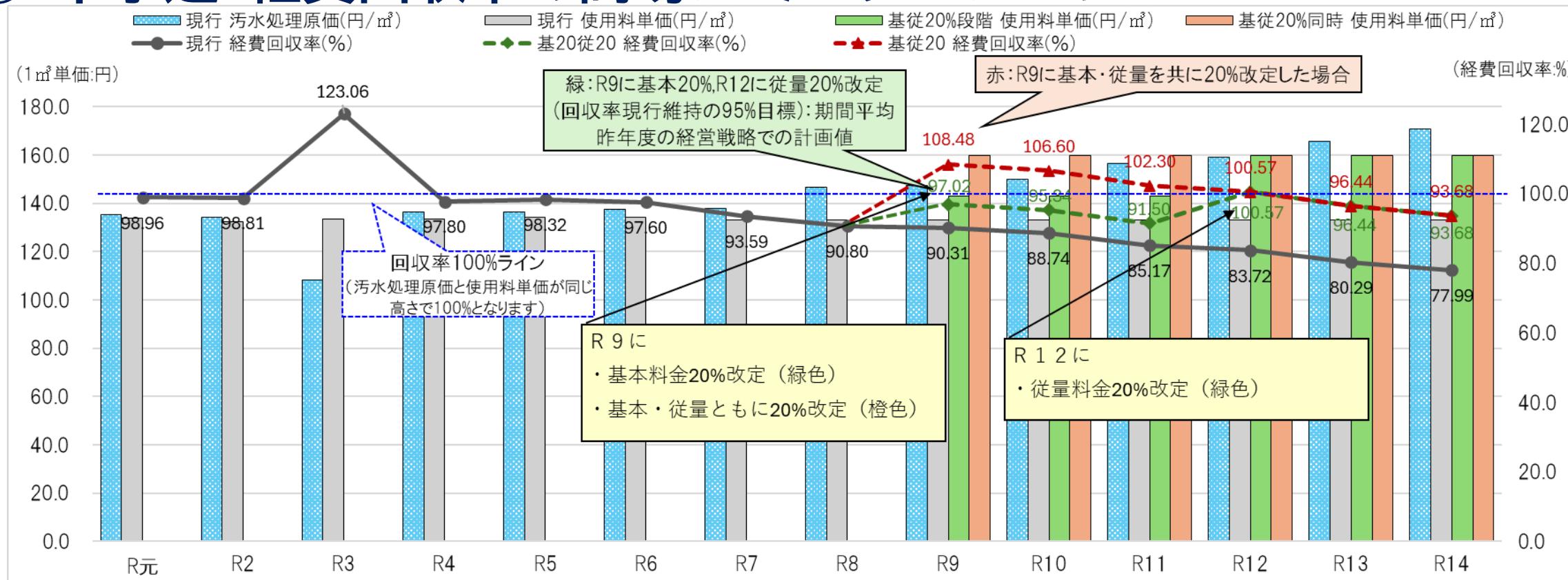


- 一昨年策定したの水道事業ビジョンのデータを利用し、簡易的にシミュレーションを行いました。
「給水原価」は水道水1m³を作るのに必要な経費、「供給単価」は水道水1m³あたりの料金収入です。
- ビジョンでは5年間の平均料金回収率90%以上を目標とし、改定率を9.1%としました。
100%以上を目標とすると、改定率は19.6%になります。

5 料金体系の検討について



② 下水道 経費回収率の簡易シミュレーション



- ・昨年策定した下水道経営戦略のデータを利用し、簡易的にシミュレーションを行いました。
- 「汚水処理原価」は下水道1m³を処理するのに必要な経費、「使用料単価」は下水1m³あたりの使用料収入です。
- ・経営戦略では現行経費回収率95%維持を目標とし、基本使用料20%と従量使用料20%を、年度をずらし段階的に改定する計画としました。
- ・基本使用料と従量使用料を同時に20%改定とし試算すると、平均経費回収率は101%となります。

5 料金体系の検討について



③ 他市町の基本水量、従量区分

上水道

- ・基本水量の設定無し : 金沢市、能美市
- ・メーター使用料の設定なし : 金沢市、川北町
- ・従量区分/10m³以下の設定 : 8m³ (かほく市) の設定あり
- ・従量区分/100m³超の設定 : 200m³、1,000m³、5,000m³の設定あり

下水道

- ・基本水量の設定無し : 金沢市のみ
- ・従量区分/10m³以下の設定 : 5m³ (能美市) 、8m³ (かほく市) の設定あり
- ・従量区分/100m³超の設定 : 200m³、300m³、500m³、1,000m³の設定あり

前述の「2 料金体系」で調査した、他市町の基本水量・従量区分、「3 基本料金、従量（超過）使用料、口径別料金についての国の考え方」、「4 本市の上下水道の使用水量、料金収入状況」をもとに、白山市としての料金体系の検討を行います。

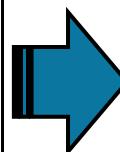
5 料金体系の検討について



④ 検討する料金体系のパターン（上下水道）

考え方

現行料金体系を基準とし、試算②～③との比較により、料金体系を決定する。



上水道		
-----	--	--

試算①（現行）

種別	水量	料金(円:税抜)
基本料金	10m ³ まで	819
超過料金 1m ³ につき (従量料金)	10m ³ を超え30m ³ まで	95
	30m ³ を超え50m ³ まで	114
	50m ³ を超え100m ³ まで	133
	100m ³ を超える分	152

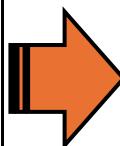
下水道		
-----	--	--

試算①（現行）

種別	水量	料金(円:税抜)
基本料金	10m ³ まで	1,190
超過料金 1m ³ につき (従量料金)	10m ³ を超え30m ³ まで	123
	30m ³ を超え50m ³ まで	142
	50m ³ を超え100m ³ まで	152
	100m ³ を超える分	161

考え方

基本水量を8m³に切り下げる。
1人当たりの平均水量8m³を認定水量として使用しているため。



上水道		
-----	--	--

試算②（基本水量を8m³に切り下げる）

種別	水量	料金(円:税抜)
基本料金	8m ³ まで	629
超過料金 1m ³ につき (従量料金)	8m ³ を超え30m ³	95
	30m ³ を超え50m ³	114
	50m ³ を超え100m ³	133
	100m ³ を超える分	152

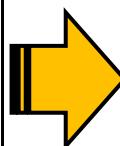
下水道		
-----	--	--

試算②（基本水量を8m³に切り下げる）

種別	水量	料金(円:税抜)
基本料金	8m ³ まで	944
超過料金 1m ³ につき (従量料金)	8m ³ を超え30m ³	123
	30m ³ を超え50m ³	142
	50m ³ を超え100m ³	152
	100m ³ を超える分	161

考え方

検針、料金算定、口座引き落としに費用がかかるため0m³でも、ある程度の金額をいただく必要がある。仮に金沢市の半額と設定する。



上水道		
-----	--	--

試算③（金沢方式）

種別	水量	料金(円:税抜)
基本料金	0m ³	500
超過料金 1m ³ につき (従量料金)	0m ³ を超え10m ³	32
	10m ³ を超え30m ³	95
	30m ³ を超え50m ³	114
	50m ³ を超え100m ³	133
	100m ³ を超える分	152

下水道		
-----	--	--

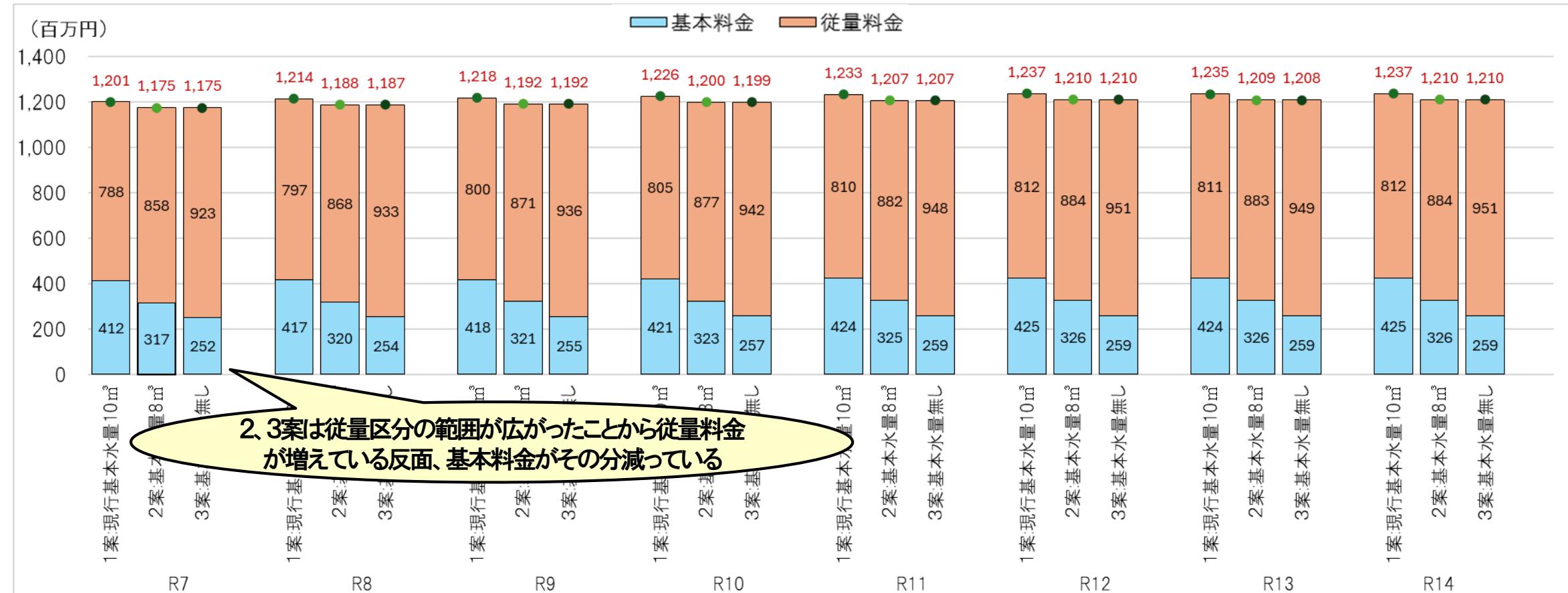
試算③（金沢方式）

種別	水量	料金(円:税抜)
基本料金	0m ³	725
超過料金 1m ³ につき (従量料金)	0m ³ を超え10m ³	41
	10m ³ を超え30m ³	123
	30m ³ を超え50m ³	142
	50m ³ を超え100m ³	152
	100m ³ を超える分	161

5 料金体系の検討について



⑤ シミュレーション案（上水道：現行料金で基本水量区分を変更した場合）



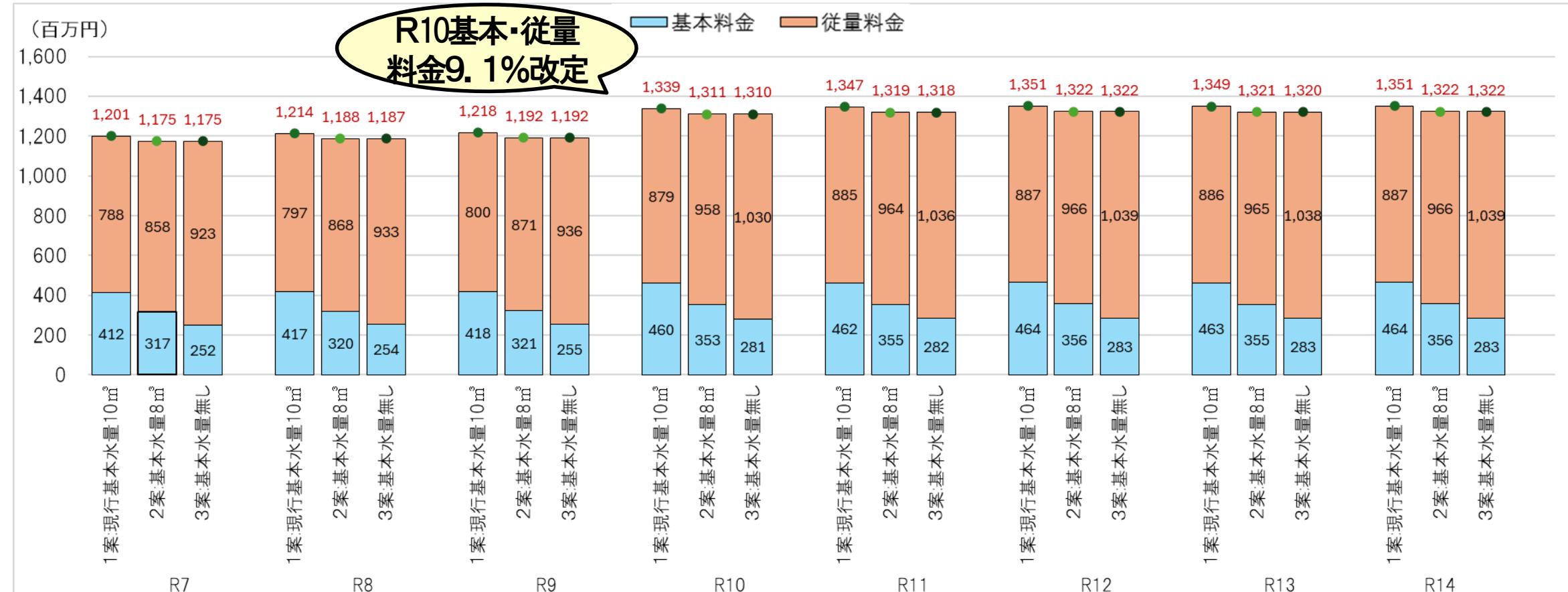
※昨年度の公営企業経営戦略では、行政人口は減少しているが水洗化人口の伸びの影響で、有収水量はR12がピークとなっています。

前のスライドのとおり、1案：現行体系（基本水量10m³）、2案：基本水量8m³に変更、3案：基本水量無しの3パターンで試算しました。R14における1案比で、2案は97.88%、3案は97.84%で、基本水量を無しとした3案の料金収入が最も低いが、2案との差異はほとんどない。

5 料金体系の検討について



⑥ シミュレーション案（上水道：9.1%改定で基本水量区分を変更した場合）

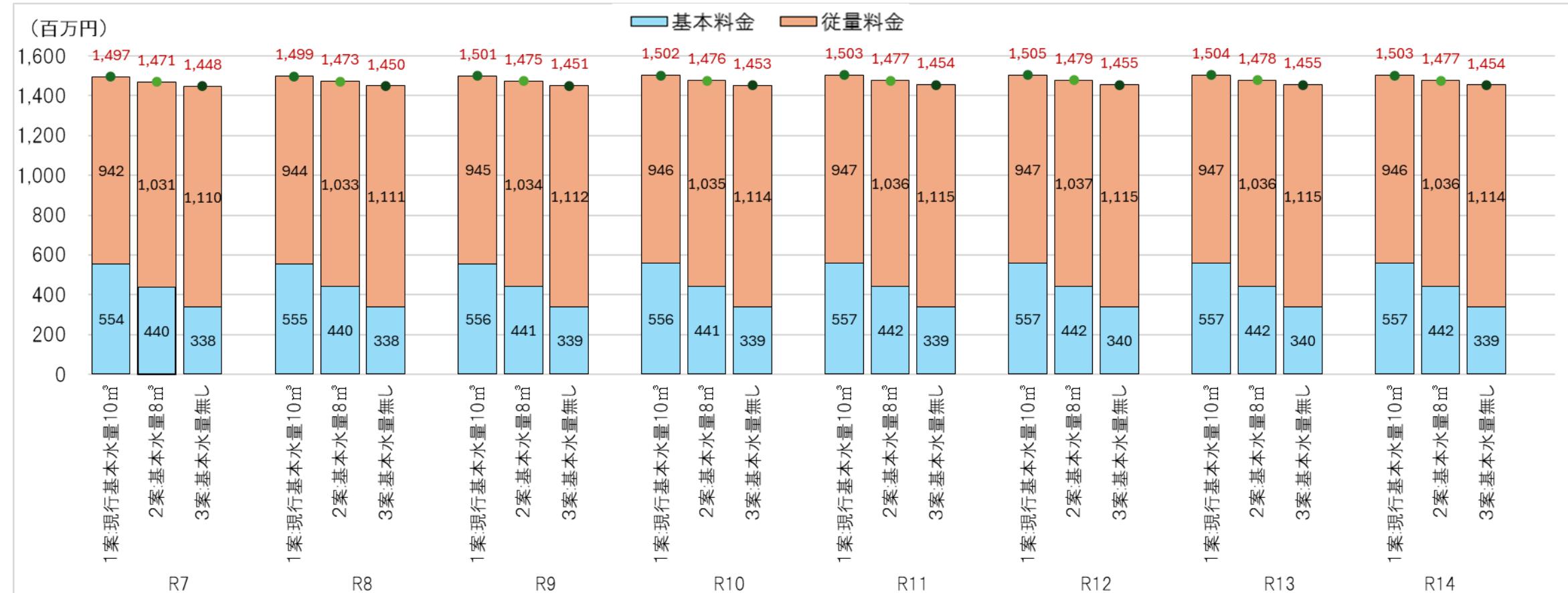


前のスライド同様、R14における1案比で、2案は97.88%（現行料金97.88%）、3案は97.87%（現行料金97.84%）で、従量区分と料金改定を加味しても、2案、3案ともほぼ変わらない結果。

5 料金体系の検討について



⑦ シミュレーション案（下水道：現行料金で基本水量区分を変更した場合）



※昨年度の公営企業経営戦略では、行政人口は減少しているが水洗化人口の伸びの影響で、有収水量はR12がピークとなっています。

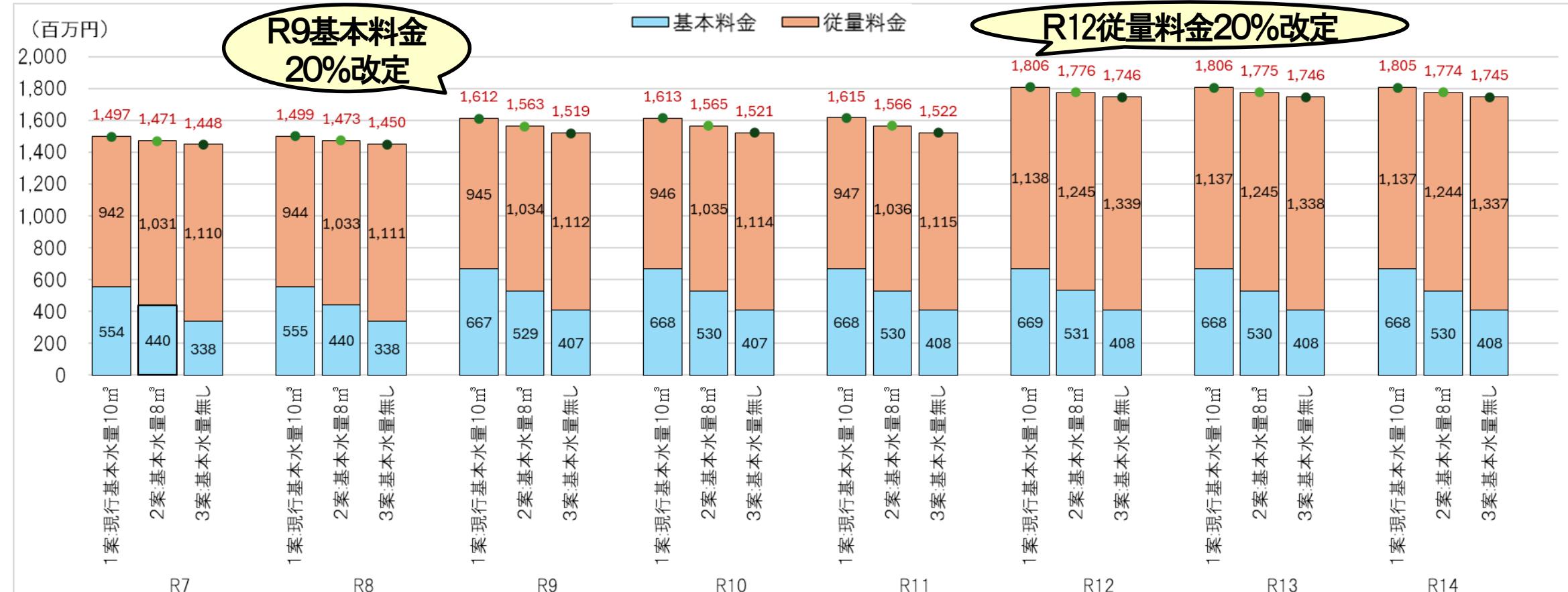
下水道のうち規模が大きい公共にて、1案：現行体系（基本水量10m³）、2案：基本水量8m³に変更、3案：基本水量無しの3パターンでシミュレーションしました。

1案比で、2案はR14にて98.28%、3案で96.72%で、基本水量を無しとした3案の使用収入が最も低い。

5 料金体系の検討について



⑧ シミュレーション案（下水道：20%改定で基本水量区分を変更した場合）



前のスライド同様、1案比で、2案はR14にて98.30%（現行料金98.28%）、3案で96.68%（現行料金96.72%）で、2案、3案ともほぼ変わらない結果。

6 大口利用者への対応、市民への周知方法について

①大口利用者への対応

令和6年度 年間使用水量

水道

単位：m³、%

順位	使用者	R 6年度	前年度	対前年度比
1	A	114,066	115,259	99.0
2	B	108,886	99,460	109.5
3	C	61,786	68,314	90.4
4	D	54,842	64,588	84.9
5	E	45,757	48,436	94.5

下水道

単位：m³、%

順位	使用者	R 6年度	前年度	対前年度比
1	F	227,993	223,864	101.8
2	G	114,066	115,259	99.0
3	H	62,634	80,145	78.2
4	I	54,189	52,087	104.0
5	J	42,260	42,443	99.6

大口利用者（月100m³超）は、全体利用者の1%程度、料金は全体の22%を占めています。
従来より累進使用料制（逓増性：量が多くなると単価が高くなる。）を採用しており、
事務局としては、水量の多い少ないにかかわらず、一律で値上げをお願いしたいと考えています。

6 大口利用者への対応、市民への周知方法について



②市民への周知方法

媒 体	内 容	周知時期	
ホームページ	審議経過、理由、値上げ幅、例示など詳しく	経過及び議決後（周知）	R 7.1 0月～随時
検針票、漏水防止のチラシ	料金改定を検討中	予告	R 8.4月～随時
広報はくさん	発行部数 月1回 約42,000部 全戸配布 A4版2枚 「理由、値上げ幅、例示」	議決後（周知）	R 9.3月号
(新) 上下水道のお知らせ	新規に発行、A3両面、全戸配布の場合、約42,000部	議決後（周知）	R 9.2月
あさがおテレビ	文字放送、データ放送	議決後（周知）	R 9.2月～6月
フェイスブック	フォロワー1,985人 ホームページへのリンクをお知らせ	議決後（周知）	R 9.2月
白山市メール配信サービス	登録者約6,400人 ホームページへのリンクをお知らせ	議決後（周知）	R 9.2月
L I N E	友だち約34,000人 ホームページへのリンクをお知らせ	議決後（周知）	R 9.2月
まちかど市民講座	水道料金、下水道使用料について、料金改定について 町内会、団体からの要請に応じて出前講座	議決後（周知）	R 9.1月～随時
新聞広報	北國、北陸中日、読売（県内全域に発信可能な内容のものに限る。）イベント情報が主	－	－
ラジオ	えふえむ・エヌ・ワン、ラジオかなざわ、M R Oラジオ、F Mいしかわ 各ラジオ週1回、1回あたり5分	－	－
ユーチューブ	チャンネル登録者1,660人 動画配信	－	－

上下水道のお知らせ：現状と今後の見通し、審議経過、値上げ幅、モデルケースなどを掲載した「上下水道のお知らせ」を作成し、全戸配布する。

7 今後の予定



区分	日時・場所	主な内容
第3回	令和8年1月下旬	「上下水道料金の検討について（2）」 ・前回の意見を反映したシミュレーションにより検討
第4回	令和8年5月中旬	「上下水道料金の改定（案）について」
第5回	令和8年7月中旬	・答申案について 「上下水道料金の改定について」

●令和8年

- 7月 市長へ答申
- 9月 市議会産業建設常任委員会及び、全員協議会にて説明（上下水道料金の改定について）
- 12月 条例改正案提出 **※水道、下水あわせて提出**

●令和9年

- 1月から市民周知期間（ホームページ、広報などにより市民の理解と協力を得られるよう努める）
- 令和9年度4月～ 下水道使用料改定適用開始**
- 令和10年1月～ 市民周知期間
- 令和10年4月～ 水道料金改定適用開始**